

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年8月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第23号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「(当該所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9まで(これらの規定を同法第736条第3項において準用する場合を含む。)並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は、適用せず、同法第323条本文(同法第736条第3項において準用する場合を含む。)の規定による市町村民税の減免があった場合には、当該減免額を所得割の額から控除して得た額とする。以下同じ。)」を削る。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額の計算の特例)

第3条 前条及び別表第1から別表第11までの規定による利用者負担額の算定における地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額は、次に掲げるところにより算定するものとする。

- (1) 利用者の保護者等が婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下「特定婚姻」という。)をしていないもののうち、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族その他その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の2第2項に規定する者に限る。)を有するものである場合においては、当該保護者等を同法第292条第1項第11号イに規定する寡婦とみなす。
- (2) 利用者の保護者等が婚姻によらないで父となった男子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定する者に限る。)を有し、かつ、基準年度の初日の属する年の前年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下であるものである場合においては、当該保護者等を同項第12号に規定する寡夫とみなす。
- (3) 基準年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する保護者等に関する所得割を計算する場合の税率については、地方税法第31

4条の3第1項の規定により指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者に適用される標準税率（以下「指定都市以外の標準税率」という。）を用いる。ただし、当該指定都市における所得割の税率が同項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者に適用される標準税率（以下「指定都市の標準税率」という。）と異なる場合にあっては、当該指定都市における所得割の税率と指定都市の標準税率との税率の差を、指定都市以外の標準税率から増減して得た率を用いる。

(4) 地方税法第314条の7から第314条の9まで（これらの規定を同法第736条第3項において準用する場合を含む。）並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は、適用しない。

(5) 地方税法第323条本文（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定による市町村民税の減免があった場合においては、当該減免額を所得割の額から控除する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、平成30年9月分の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号（第4号を除く。）並びに附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)及びロ(1)並びに同項第3号イ(1)に規定するその他の事情を勘案して市町村が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により市長が定める額（以下「利用者負担額」という。）から適用し、同年8月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）